

第21日

平成23年9月21日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第73号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第73号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

本案は、平成22年度から平成27年度までの6年間で進められている朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、地上デジタル放送への移行により杷木地域の一部に難視聴地域が生じたため、その解決策として辺地共聴施設整備事業を当初計画に追加すること及び市道浜川・新浜線の舗装改良事業について、路線中優先度の高い部分のみを計画としていましたが、交付金事業の対象に路線全部が該当することになったため、現在の計画を路線の一部から路線の全部へ延長するよう計画を変更することなどが主な理由であるとのことです。

なお、今回の過疎計画の変更により、これらの事業に対し過疎対策事業債が活用できるとのことであります。本委員会といたしましては、過疎対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち70%は後年度普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が30%となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田悌子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第73号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第55号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第55号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず第55号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明によりますと、本特別会計の住宅新築資金等貸付事業は平成13年度に廃止され、借受人からの償還業務と市の貸付財源である起債の償還を行っております。これまでの貸付利子額を含む貸付金総額19億1,190万円に対し、平成22年度末までの償還済額は17億396万円であり、平成22年度末の累計償還率は90.9%となっております。

また、水洗便所改造資金貸与事業についても平成11年度に終了しており、借受人からの償還業務のみ行っています。貸付金総額900万円に対し、平成22年度までの償還済額は877万円であり、累計償還率は97.5%となっております。

償還業務としては、借受人及び連帯保証人の高齢化に伴う病人、失業者、年金受給者、生活保護受給者の増加並びに景気低迷による個人所得の減少など厳しい状況にありますが、滞納者に対しては毎月催告書を送付し、夜間電話催告や訪問徴収により徹底した償還指導を行うとともに、訪問や面談の中で償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど、滞納問題の解決に努めているということでありました。

本委員会としては、執行部の努力は認めながらも依然として滞納額は多額であり、より一層の努力を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第57号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算につきましては、保険事業を賄う事業勘定と、朝倉診療所にかかわる直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず事業勘定につきましては、満75歳での後期高齢者医療への移行等により、国民健康保険被保険者は減少しているものの、高齢化や医療技術の進歩の影響もあり昨年度と比べて1人当たりの療養諸費は3.7%増加、結果として保険給付費経費総額としては昨年度と比べて2.1%伸びており、依然として厳しい状況は続いております。

平成22年度の歳入歳出差引、歳入不足額は7,316万円であり、この額は平成23年度予算からの繰上充用で対応しているとのことでもあります。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差引額が10万円の黒字決算となっておりますが、執行部の説明によりますと、通常の経費に加え診療所内のトイレ等を改装したこと、検査用眼底カメラを購入したことなどから、その財源として2,000万円の基金取り崩しを行い対応しているとのことでもあります。

近年では人口の減少もあり、外来の受診者も減少の傾向にあるとのことですが、健診では新規受診が微増しており、今後も誕生月健診の啓発を広く行っていくことなどで新規拡大を図り、住民のニーズにこたえながら収入の安定化を図っていくとのことでありました。

本委員会といたしましては、以上のような執行部の説明を了としながらも、国保財政の運営は非常に厳しい状況であることから、今後も第三者行為の損害賠償求償業務を強化していただく等、医療費の抑制に一層努力されるよう、また朝倉診療所の健診受診者増加に努めていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第58号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、3年間の精算期間を経て平成22年度末で廃止されており、今回が最後の決算となります。

執行の説明によりますと、平成20年度以降の老人保健特別会計については、平成20年3月診療までの月おくれ請求分や過誤調整分のみであり、この22年度決算では歳入歳出差引額が294万9,000円の黒字となっております。

この額は、23年度の一般会計に繰り入れ、国県支払基金に返還金として支払われることとなります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行の説明によりますと、平成20年4月から創設されました後期高齢者医療制度は、福

岡山後期高齢者医療広域連合が主体となり保険、財政の運営を行い、市町村は保険料の徴収、相談、申請の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。

後期高齢者医療制度は廃止され、新たな高齢者医療制度へと移行される予定であるものの、現行制度の周知徹底を図るため広報活動に努めるとともに、新規加入者の口座振替の推進、未納者への督促状や催告書の送付、さらには電話催告や分納制約等の納付相談に応じるなど、保険料徴収率の向上に努めてきたところです。

その中で、本市の保険料徴収率は99.47%と広域連合が定める目標率98.6%を上回ってはおりますが、引き続き滞納者の解消に努めていくとのことでした。また、歳入歳出差引額の1,725万円は広域連合保険料負担金の未払い分、被保険者還付未済額等として翌年度へ繰り越されるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第60号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計には、保険事業勘定と介護サービス事業勘定があります。介護保険は、介護を要する状態となってもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みであり、市では住民の要介護認定、保険給付費としての費用の支払い等を行っており、必要な費用の半分を公費負担で賄い、残りを第1号被保険者等から保険料として徴収しております。

執行の説明によりますと、保険事業勘定につきましては、歳入の面で保険料徴収率の現年分が99.13%、過年度分が36.51%となっています。歳出の面では、全体の93.1%を保険給付費が占めており、年々増加傾向にあるということです。

また、介護サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターで介護予防支援事業を行い、介護予防サービス計画を作成し、その収入で事業を運営しているということです。

本会計は、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき運営され、第4期の事業計画の2年目に当たる平成22年度の歳入歳出差引額は、保険事業勘定は1,729万円、介護サービス事業勘定が467万円の黒字決算となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、今後とも介護予防への取り組みに対し十分に力を入れていただき、さらなる成果が上げられる要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出に5,060万円を追加しようとするものです。内容といたしましては、歳入については平成23年度の国民健康保険税の賦課を7月に行った結果、調定

額に伴い増額するものであります。

歳出については、療養給付費交付金及び特定健康診査等負担金の精算返納金を計上するものであります。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第69号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入歳出に2,224万7,000円を追加しようとするものであります。

内容といたしましては、平成22年度の介護給付費及び地域支援事業の確定に伴い、繰越金及び介護給付費準備基金により国県等の負担金精算を行うものであります。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第55号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第57号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第58号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第59号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第60号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第69号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)ついてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第56号議案ほか12件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 田中保光君登壇)

○建設経済常任委員長(田中保光君) ただいま議題となりました第56号議案ほか12件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第56号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出差引額は1万円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、水道使用料、繰入金、繰越金等であり、歳出については、市営住宅5カ所及び寺内、矢野竹、鬼ヶ城の簡易水道の計8カ所の維持管理費であります。給水人口は前年度比68人の減、配水量は8,077立米の減で減少傾向にあります。

また、22年度につきましては、万願寺住宅及び矢野竹簡易水道の水道施設修繕工事と、鬼ヶ城簡易水道の流量計取り替え工事等を実施したとのことであります。

審査に当たっては、経理内容を確認するとともに、今後も松の木団地建てかえによる上水道布設も計画され、給水人口の減少も予測されるため、簡易水道の存続について執行部の考え方の確認なども行ったところであります。

執行部の説明によりますと、今後も簡易水道については給水人口の減少等で規模が小さくなることは予測されますが、地理的な問題等で上水道との統合は難しく、今後も適切な維持管理を行い、安心・安全な水の供給と円滑な運営に努めていくとのことであります。

本委員会といたしましては、施設の維持管理と水質保全に努めており、経理内容についても適正に処理されていることから、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しま

した。

次に、第61号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入総額20億12万円、歳出総額19億7,645万円となっております。

本会計は、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っています。

筑後川中流右岸流域関連公共下水道は、平成22年度は38.1ヘクタールの整備を行い、23年3月末現在、計画面積888ヘクタールに対し整備面積385.7ヘクタール、整備率43.4%の状況にあるとのことです。また、これまで480ヘクタールの事業認可をしていますが、22年度に新たに143ヘクタールの事業認可の追加を行ったとのことです。

秋月地区特定環境保全公共下水道は、平成23年度整備完了を計画に事業が進められており、23年3月末現在、計画面積50ヘクタールに対し整備面積45.6ヘクタール、整備率91.2%の状況にあり、朝倉地区特定環境保全公共下水道は整備も完了し、処理区域内の接続率の向上と維持管理に努めている状況にあるとのことです。

本委員会といたしましては、以上のような進捗状況及び管理運営を踏まえ、計画的な事業推進を確認するとともに、採算性のある健全な経営のためにも、接続率及び収納率の向上と円滑な事業の推進を求め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第62号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出決算総額3億5,423万円となっております。

本会計は、6地区の農業集落排水事業、美奈宜の杜の地域排水処理事業及び中島地区小規模集落排水処理事業の計8地区にかかる下水道の管理運営を行っているものであります。

執行部の説明によりますと、整備状況としましては平成20年度で市計画の農業集落排水事業整備は完了した状況にあり、歳出の主なものは公債費と施設の維持管理費で、全体の93.8%となっております。

本委員会といたしましては、以上のような状況を踏まえ、適正な維持管理はもとより、安定した使用料の確保には接続率の向上に努めることが必要であり、今後ともそれぞれの地区の接続率の向上と健全な財政運営に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出決算総額2億1,194万円となっております。

本会計は、下水道の計画処理区域外の合併処理浄化槽の設置、維持管理にかかる事業であります。市設置型は平成37年度事業完了を目標に、平成22年度は63基の設置を行い、平成23年3月末現在、設置基数1,129基の状況にあるということですが、前年度と比較して設置基数はほぼ同数であります。

本委員会といたしましては、計画的な事業推進に努められ、設置基数の増加に合わせ使用料も増加していますが、その反面維持管理費も増加しているため、今後の適正な運営の

ためにも安定した使用料の確保を求め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第64号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算総額37万6,612円となっております。

執行部の説明によりますと、本特別会計は旧朝倉町の特別会計を朝倉市に引き継いだものであり、平成22年度の実績としましては、烏集院工業団地の管理業務として団地内の市有地部分の草刈り及び団地からの放流水の水質検査等を行ったということであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第65号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業決算の認定についてであります。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社に通水を行っているもので、22円掛け日量1万5,000トン掛け365日の1億2,045万円の使用料を収入とし、6名分の人件費、両筑平野用水施設管理負担金、減価償却費などを支出した結果、2,154万9,000円の純利益となっているところであります。

本委員会といたしましては、安定した事業経営を行っており、これら行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成22年度朝倉市水道事業決算の認定についてであります。

本事業は、甘木及び杷木地域のうち計画給水人口3万450人にかかる水道事業の管理運営を行うものであります。

収益的収支につきましては、水道使用料及び加入金3億8,508万円、一般会計からの補助金及び負担金4,702万円を主な収入とし、平成21年度より県南水道企業団より受水が開始されたことに伴う受水費3,457万円を初め、減価償却費、企業債利息、修繕費、7名の人件費などを支出した結果、22年度は1,699万円の純損失となっているところであります。

この要因としては、県南水道企業団より受水するため朝倉系送水施設建設負担金1,886万円が22年度より増加したことによるものであり、44年度まで負担していくとのことでありました。また、損失については、前年度繰越利益剰余金で補てんしたとのことでありす。

なお、資本的収支につきましては、配水管布設工事等の工事費9,343万円、21年度から繰越事業の持丸第1配水池工事の7,958万円などの建設改良費が1億8,320万円、企業債償還1億559万円などが支出されているところであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を良としながらも、収益的収支において損失が出ており、今後も安全で安定した給水はもとより、将来の給水計画を検討するとともに、より一層の経営改善を求め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第70号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、甘木地区都市再生整備計画事業に伴い、都市公園を新たに設置したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、現在新プラン21事業が平成20年度から24年度までの5カ年事業で、甘木地区の中心市街地活性化事業に鋭意取り組んでおりますが、旧甘木市時代に既に都市計画決定がなされた4,100平米の公園を整備することが計画されていたため、現在仮称甘木地域センター横に甘木中央公園を整備予定であります。

しかし、事業を進める中で、整備予定の公園面積に変更が生じ面積が不足するため、旧筑邦銀行跡地に658平米の甘木北公園を都市公園法に基づく都市公園として整備するため、本条例に規定するものであります。

本委員会といたしましては、整備中の公園の現地確認を行うとともに、同公園が地域の憩いの場と活性化につながるように、新プラン21事業の推進に鋭意努力されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の制定についてであります。

本件は、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、まず条例で規定されている事業につきましては、現在江川ダム直下に位置し、両築土地改良区が管理している小推力発電施設が設置から20年が経過し老朽化しているため、機器類の更新事業を地域用水環境整備事業で、また同土地改良区で管理している用水路や井堰等の施設の老朽化調査を県営土地改良事業実施計画費で、福岡県が単独事業で行うものであります。

今回計画をしている事業は、双方とも福岡県営土地改良事業分担金条例に適用されない事業となっていることから、直接県が受益者である両築土地改良区からの分担金を徴収できないということでもあります。

しかし、地方財政法27条に、都道府県が行う建設事業において、その事業を行う区域内の市町村に対し事業に要する経費の一部を負担させることができるとなっているため、市が負担することとなります。このため、市は受益者である両築土地改良区から分担金を徴収する必要があるため、今回条例の制定を行うものであるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定についてであります。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法を含む省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、平成23年3月31日までの時限条例であった同条例において、朝倉市内の林田工業団地を除く杷木地域に事業所等が進出したときに、固定資産税の課税免除及び資金の貸付を自治体が行うことができることを条例で規定していましたが、固定資

産税の減免等による減収分を国が補てんする減収補てん措置の適用期間が23年3月31日までだったものが、25年3月31日までに延長される省令が、平成23年4月1日に施行されたことにより、再度条例の規定を見直し条例の制定をするものです。

本委員会といたしましては、関係省令の改正に伴う条例の制定であり、執行部の説明を了とするものの、当該地域への事業所等の新設増設等が図られるような取り組みを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第74号議案朝倉市第1次国土利用計画の認定についてであります。

本件は、朝倉市第1次国土利用計画を策定するに当たり、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、この国土利用計画は市の土地を将来にわたってどう利用していくかの方向性を示す計画であるとのことでありました。

計画策定までの経過といたしましては、国の国土利用計画が平成20年7月に、県の同計画が平成21年3月に策定され、市といたしましても計画を策定するために各種会議等を行ってきたとのことでありました。

具体的には、平成21年7月には国土利用計画審議会を設置し、庁内検討委員会、プロジェクトチームなどの組織を立ち上げ、意見徴取を進め、さらには県の国土利用計画との整合性を図ってきたとのことでありました。

また、市民からの意見徴取として、平成21年10月に2,000人を対象に無作為抽出の市民アンケートを実施し、平成23年2月にはパブリックコメントを実施するとともに、市民団体説明会等を行ってきたとのことでありました。

なお、この計画は一定期間での見直しや、社会情勢の変化による変更が可能であるとのことでありました。

本委員会といたしましては、市の土地利用の最上位計画であるため、既に策定済みの各種計画との整合性がとられているか確認をするとともに、これまでに十分な意見を徴取した上で策定に当たっており、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第75号議案市道路線の廃止についてであります。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道美奈宜の杜38号線を廃止するに当たり、同条3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、この廃止する路線の隣接地の利便性をよくするために、市道の隣接地所有者から用途廃止申請がなされたため、幅員6メートル、延長25メートルの道路を廃止するものであります。

また、廃止に当たっての条件である申請者の隣接地所有者からの同意と、利害関係の面からも同地域の区会長からの同意も得ているため、払下げに当たっては不動産鑑定額に基づく売却を予定しているとのことでありました。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査をいたしました結果、廃止は適正であることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものしました。

最後に、第76号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、市道小塚ノ本線を認定するに当たり、道路法の規定に基づき議会の議決を求められているものであります。

路線の概要であります。小塚ノ本線につきましては、以前は現在の福田小学校運動場を横断するように路線がありましたが、現在の運動場に拡張されたときに路線を福田小学校の北側に付け替えをした道路であり、幅員4メートル、延長225メートルの道路を認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査をいたしました結果、適正であることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものしました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第56号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第61号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第62号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第64号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第65号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第66号議案平成22年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第70号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案朝倉市第1次国土利用計画の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第54号を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○決算審査特別委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました第54号議案平成22年度

朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成22年度の一般会計の決算は、歳入総額275億8,569万1,000円、歳出総額265億2,173万9,000円で、歳入歳出差引10億6,395万円、実質収支では8億5,679万円の黒字決算となっているものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たっては予算の執行が議会の議決、法令等に従って適法かつ効率的に行われ、住民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査またはこれまでの決算審査の中で出てきました意見等の趣旨が、十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査を行ったところであります。

審査につきましては、議長を除く全議員で審査を行ったところでありますが、出されました質疑、答弁等、審査の概要につきましては記録にとどめておりますし、その内容については十分承知されておりますので、結論のみ御報告させていただくことで御了承願いたいと思います。

本委員会といたしましては、質疑終了後、討論、採決の結果、本決算は黒字決算になっているものの、これは自主財源増によるものでなく国からの地方交付税及び臨時財政対策債の増並びに経済危機対策、きめ細かな臨時交付金等、国の経済対策による交付金事業による要因が大きいことから、そのことを十分認識の上、今後合併特例債の運用を含めた財政推計に基づくまちづくり計画の作成等を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものしました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは第54号議案平成22年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定

されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた23請願第5号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 田中保光君登壇)

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました23請願第5号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

本請願は、政権交代によりダム施設の検証会議が進められていますが、小石原川ダム建設は昭和55年から予備調査が開始され、地元関係住民はこれまでダム建設事業に協力してきております。

移転を余儀なくされた水源地域住民は、人口減少とともに社会活動にも大きな変化が生じ、水特法に基づく水源地域整備計画を期待しているところでもあります。そのためにも、早急に検証会議を進め結論を出し、本体工事に着工することを求めるとともに、国に対して意見書の提出を求められているものであります。

審査に当たっては、執行部から、現在の小石原川ダム建設の進捗状況や、水源地域振興計画の内容、市のダム建設に関する見解等についての説明を受けたところでもあります。

執行部の説明によりますと、現在のダム事業の進捗としては、移転補償や道路の付け替え等の生活再建工事までの進捗にあり、河川の流れを変える転流工の段階に進む前に、ダム建設の検証会議が始まったとのことであります。

次に、地元水源地域が期待をしている水源地域振興計画の内容としては、道路河川の整備、河川公園、農産物直売所等の整備などのハード事業の振興策を計画していますが、ダム建設の検証が行われることとなり、その整備計画もストップしている状況にあるとのことであります。

また、ダム事業が中止になった場合、小石原川ダムは都市用水の確保と洪水調節の機能を持つ多目的ダムであり、市としても利水者である県南水道企業団に加入しているため、水道用水の安定供給や洪水被害の不安が懸念されるとともに、地元水源地域は水没者の移転もほぼ完了し、人口が減少する中、地域の衰退へつながる心配もあるとのことでした。そのためにも、現在市として国や県に対して積極的に要望活動を行っているとのことであります。

本委員会といたしましては、本市も長年にわたりダム事業に対して取り組んできた経過もあり、ダム事業が中止になった場合の本市への影響を考えるとともに、地元水源地域の心情をかんがみると、国と県の責任において整備計画を樹立し、早期実現を図るためにも、小石原川ダム建設の検証を積極的に進め、早急に結論を出し、ダム施設を進めることが必要であり、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。なお、御賛同賜れば23請願第5号の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、23請願第5号小石原川ダム建設にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番、平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 請願趣旨の2に関して反対意見を述べます。

本体工事の早期着工の趣旨ですが、9月2日に江川ダムのほうに行きまして小石原のほう通って帰りましたが、江川ダムの看板にはこう書いてありました。水田に対する用水の補給並びに畑地農業の近代化を図るため、寺内ダムと相まって用水の確保及び補給を行います。

朝倉市の上水道用水として、1日最大7,171立米及び工業用水として1日最大1万4,947立米並びに、福岡市の上水道として1日最大9万2,880立米を供給します。これは江川ダムの現在の説明です。

また、寺内ダムと相まって福岡県、佐賀県内の新規都市用水として、筑後川本線の筑後大堰地点より1日最大31万5,360立米を取水できるよう、必要補給量を確保しますと書いてございました。

この1日最大の補給量は、1日最大今利用してる11万の約3倍で、これは工事としましては水資源機構と筑後川工事事務所の別、工事としては別なんです、この看板で連携しているということは明らかであります。

今、杷木地域では導水管が通ることが予想されて、ここ数年草木や動物の生態調査が行われています。しかし、現地説明会はあっておりません。一度も行われておりません。導水管の予定地と予想はされます。

私どもは、導水管ができた場合、この取水量の大きさからして大きな導水管であろうと予想されますが、杷木地域としましてはまさ土であるために、今も土砂崩れが毎年起こっております。家に及ぶような土砂崩れもございしますが、その土砂崩れと、それから何年後に起こるかわからない地下水の濁水について不安を感じております。

杷木地域は、一体的に上水道の布設をいたしております。これは、清水を主に、地下水をくみ上げているものであります。そういうことがありますが住民は心配しております。

今の段階で、住民への状況提供ですら行われていませぬので、このような時点では私は

これに賛成しかねるという意見でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかにありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

この事業は、朝倉市の上秋月地区の方を中心に計画を推進していただきまして、大半の協力を得ております。移転のほうも既に済んでおります。ここで中断してしまいましたらば、この地域はだれが管理をするのでしょうか。私は、この事業を進めまして最後までやり遂げる段階に来てるというふうに思っております。もう後戻りはできないという状況に来てるというふうに思っております。

それと、環境のお話が今14番議員のほうからございましたけれども、これにつきましても十分な調査が行われた上になされていることというふうに考えておりますので、私はこの事業につきましても賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 賛成の討論をさせていただきます。

今広田議員が言われたことについては、杷木としては非常に大事なことでありますし、それはわかっておりますが、事業主体が違います。小石原ダムは小石原ダムとして、まずはダム群連携はダム群連携としてしっかりと市民の声を届けるという形をやっていくという意味でも、まずは小石原ダムにつきましても賛成をさせていただきたい、そういう意見であります。

○議長（手嶋源五君） ほかに。なければ以上で討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立多数であります。よって、本件は採択されました。

次に、第67号議案の審議を行います。それでは、第67号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時34分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けたほか、建設経済常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第77号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査委員永松敏行の任期が、本年12月3日に満了することに伴い、再度同人を朝倉市監査委員として任命することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員上原明治の任期が、本年12月31日に満了することに伴い、新たに泉俊三を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ次に、意見書案について提案理由の説明を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました意見書案第5号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど採択されました23請願第5号の趣旨に基づき、小石原川ダム建設の検証を積極的に進め、早急に結論を出し、ダム建設を進めること及び水源地域の活性化と振興のために水特法の規定による水源地域の指定を行い、水源地域整備事業を早急に進めることを国に対して求めるものであります。

本市におきましても、これまで長年にわたりダム事業に対して取り組んできた経過もあり、ダム事業が中止になったときの市及び地元住民への影響を考えると、小石原川ダム建

設は今後も国の責任において事業を完遂すべきであり、国に対して必要な措置を講ずるようこの意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(建設経済常任委員長 田中保光君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。発議案第3号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第77号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第5号小石原川ダム建設事業にかかる検証を早め、早期着工を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければこれをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第3号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第5号及び発議案第3号議案については会議規則第35条第2項の規定により、第77号議案及び第78号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第77号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第5号小石原川ダム建設事業にかかる検証を早め、早期着工を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番、平田梯子議員。

○14番(平田梯子君) 先ほども討論いたしましたように、やっぱりこの件に関しましては朝倉市全体を見渡した話し合いが必要であると思っております。その件が見受けられませんので、このままでの提出については賛成しかねます。

○議長(手嶋源五君) ほかに、ほかにありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番(中島秀樹君) 14番議員のほうから朝倉市全体というお話が出ましたけれども、水源地のこととか考えまして、また水資源を使った朝倉市の今後のあり方、こういったのは十分この意見書の中には加味されているというふうに私は考えます。よって、賛成とさせていただきます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(手嶋源五君) 起立多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第3号については討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付のとおり、環境民生常任委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。環境民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これもって、平成23年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分閉会